

雇用保険特例受給資格者証

特

(第1面)

1. 支給番号		2. 氏名		
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号				
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)				
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限
16. 求職申込年月日		17. 認定予定月日		18. 受給期限年月日
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名				
23. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)				

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

電話番号

交付 年 月 日

公共職業安定所長

折り曲げ線

注意事項

- この証は、第1面に書かれている受給期限年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を特例受給資格者失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- あなたが口座振込特例受給資格者である場合、支給金額合計欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、特例一時金の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、特例一時金の支給を受けることができなくなることがあります。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出してください。
- 失業等給付に関する処分又は上記5の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 以上のほか、雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(バーコード貼付欄)

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号

写真欄
3×2.4

支給番号

氏名

処理状況							
行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日数	種 類	支 給 金 額	残日数	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

折 り 曲 げ 線

行数	処 理 月 日	認 定 (支 給) 期 間	日数	種 類	支 給 金 額	残日数	備 考
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							

種 類	常用就職支度金	常用支度金
	常用就職支度手当	常用就職手当
	求職活動支援費	求職支援費

未支給	各種類の頭に(未)を付す。
追給	各種類又は(未)の頭に(追)を付す。